

【注意事項】

- ・各サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示のほか、各サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービスにおいては、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示が不要な場合があります。
- ・この一覧表に掲載されているサービス以外に、市町村と調整中のものもあります。調整が完了したのものから、順次、一覧表を更新していきます。

県・市町村の行政サービス【安来市】

(令和5年10月1日現在)

制度・サービス名	内 容	受領カード等の提示		問合せ先		備 考
		必要	不要	担当課等	電話番号	
市営住宅の入居申込み	市営住宅にパートナーと入所申請ができる。	○		建築住宅課	0854-23-3315	
市立病院での面会や手術同意	面会や看取り、病状説明を受けること、手術などの治療方針への同意ができる。(患者の意思表示がある場合)		○	経営管理課	0854-32-2121	
住民票の写しの請求	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略することができる。		○	市民課	0854-23-3083	パートナーシップ宣誓をしても、住民票同一世帯でない場合は委任状が必要
住民基本台帳の続柄の表記	世帯主がパートナーであれば、続柄を「縁故者」とすることができる。	○		市民課	0854-23-3083	
異動届の手続き	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略することができる。		○	市民課	0854-23-3083	
国民健康保険の手続き	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略することができる。		○	市民課	0854-23-3084	
後期高齢者医療の手続き	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略することができる。		○	市民課	0854-23-3084	
子ども医療・福祉医療の手続き	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略することができる。別世帯でも委任状を省略できる。		○	市民課	0854-23-3084	別世帯の場合は、受領カードの提示が必要
市税に関する証明	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略することができる。		○	税務課	0854-23-3040	パートナーシップ宣誓をしても、住民票同一世帯でない場合は委任状が必要
障がいのある方に関する軽自動車減免申請	障がいのある方と生計を一にしているパートナーが、障がいのある方のために自動車を運転している場合、軽自動車税の減免を受けることができる。		○	税務課	0854-23-3040	
安来市国民健康保険被保険者のミニドック申請	代理人申請の条件として、同一世帯または保険証を預かっているパートナーは申請できる。		○	いきいき健康課	0854-23-3220	いずれの場合も交付は本人あて郵送申請受付期間が決まっています。担当課に確認してください。
安来市国民健康保険被保険者の脳健診申請	代理人申請の条件として、同一世帯または保険証を預かっているパートナーは申請できる。		○	いきいき健康課	0854-23-3220	いずれの場合も交付は本人あて郵送申請受付期間が決まっています。担当課に確認してください。